

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日の翌日に
おき、当日
が休みの日
に当たります)

目 次

◇規 則 鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則(児
童家庭課)

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則(医務薬事課)
薬事法施行細則の一部を改正する規則()
精神保健法施行細則の一部を改正する規則(健康対策課)
鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則(会計課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則

- 一 徴収上限額の引上げ
- 1 精神薄弱者援護施設への入所措置に要する費用(措置開始後三年未満のものに限る。)に係る徴収上限額を次のとおり改めることとした。(第三条関係)

2 重症心身障害児施設への入所措置に要する費用に係る徴収上限額を次のとおり改めることとした。(附則第二項関係)

区 分	徴 収 上 限 額	
	現 行	改 正 後
精神薄弱者援護施設へ入所させる場合	二六、〇〇〇円	二八、〇〇〇円
精神薄弱者援護施設へ通所させる場合	一三、〇〇〇円	一四、〇〇〇円

区 分	徴 収 上 限 額	
	現 行	改 正 後
重症心身障害児施設へ入所させる場合	八〇、〇〇〇円	八五、〇〇〇円

二 基準年度の変更

社会福祉施設入所等措置費の徴収区分の認定に係る基準年度は施設入所等の措置が行われる年度(現行 施設入所等の措置が行われる年度の前年度)とすることとした。(第二条関係)

三 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

四 施行期日等

- 1 この規則は、平成七年七月一日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

- 一 麻薬卸売業者の知事への届出に係る様式を整備することとした。(別記様式第五号関係)
- 二 知事が措置入院させた麻薬中毒者の入院に要する費用として徴収する額の認定の基準を次のように改めることとした。(別表関係)

◇精神保健法施行細則の一部を改正する規則

- 一 医療用具の貸業者に対する、届出済証交付の規定を整備することとした。
- 二 この規則は、平成七年七月一日から施行することとした。

◇薬事法施行細則の一部を改正する規則

- 三 この規則は、平成七年七月一日から施行することとした。

現	行	改 正	後
措置入院者等の所得税額の合計額	費用徴収額	措置入院者等の所得税額の合計額	費用徴収額
六、六〇一円～一、〇四〇円	三、二〇〇円	一、五〇〇、〇〇〇円以下	〇円
一、〇四一円～一七、八八〇円	四、六〇〇円	一、五〇〇、〇〇一円以上	二〇、〇〇〇円
一七、八八一円～二五、六八〇円	五、四〇〇円		
二五、六八二円～三三、七二〇円	六、九〇〇円		
三三、七二二円～四一、〇〇〇円	八、六〇〇円		
四一、〇〇二円～五一、〇〇〇円	一〇、一〇〇円		
五一、〇〇二円～六一、五二〇円	一一、七〇〇円		
六一、五二二円～七四、五二〇円	一三、二〇〇円		
七四、五二二円～八七、二〇〇円	一四、八〇〇円		
八七、二二四～一五六、〇〇〇円	一八、五〇〇円		
一五六、〇〇二円～一九八、〇〇〇円	二二、三〇〇円		
一九八、〇〇二円～二八七、五〇〇円	二九、四〇〇円		
二八七、五〇二円～三九七、〇〇〇円	三六、六〇〇円		
三九七、〇〇二円～四九四、〇〇〇円	四三、八〇〇円		
四九四、〇〇二円～一、五〇〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円		
一、五〇〇、〇〇二円以上	全 額		

- 三 この規則は、平成七年七月一日から施行することとした。

現	行	改 正	後
措置入院者等の所得税額	費用徴収月額	措置入院者等の所得税額	費用徴収月額
六、六〇一円以上一、〇四〇円以下	三、二〇〇円	一、五〇〇、〇〇〇円以下	〇円
一、〇四一円以上一七、八八〇円以下	四、六〇〇円	一、五〇〇、〇〇一円以上	二〇、〇〇〇円
一七、八八一円以上二五、六八〇円以下	五、四〇〇円		
二五、六八二円以上三三、七二〇円以下	六、九〇〇円		
三三、七二二円以上四一、〇〇〇円以下	八、六〇〇円		
四一、〇〇二円以上五一、〇〇〇円以下	一〇、一〇〇円		
五一、〇〇二円以上六一、五二〇円以下	一一、七〇〇円		
六一、五二二円以上七四、五二〇円以下	一三、二〇〇円		
七四、五二二円以上八七、二〇〇円以下	一四、八〇〇円		
八七、二二四円以上一五六、〇〇〇円以下	一八、五〇〇円		
一五六、〇〇二円以上一九八、〇〇〇円以下	二二、三〇〇円		
一九八、〇〇二円以上二八七、五〇〇円以下	二九、四〇〇円		
二八七、五〇二円以上三九七、〇〇〇円以下	三六、六〇〇円		
三九七、〇〇二円以上四九四、〇〇〇円以下	四三、八〇〇円		
四九四、〇〇二円以上一、五〇〇、〇〇〇円以下	七〇、〇〇〇円		
一、五〇〇、〇〇二円以上	全 額		

- 一 精神保健法の名称が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改められたこと等に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 二 知事が入院させた精神障害者の入院に要する費用として徴収する額の認定の基準を次のように改めることとした。(別表関係)

- ◇鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
- 一 不動産特定共同事業の許可申請手数料の額を八万円とすることとした。(別表関係)
 - 二 あん魔マッサージ指圧師等の試験等に係る手数料を廃止することとした。(別表関係)
 - 三 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十三号

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則(昭和六十二年四月鳥取県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十一条第三項」を「第二十一条の四第一項」に改める。

第二条第五項中「(次条第一項の表)」を「(四月から六月までの間に行われる次条第一項の表各号(第二号を除く。))に掲げる措置については、その前年度とし、同表」に改め、「開始された年度」の下に「(四月から六月までの間に開始されたものについては、

前年度)を加え、「の前年度(六月から翌年三月までの間に行われる次条第一項の表第

一号又は第七号に掲げる措置については、当該措置が行われる年度とする。)」を

第三条第二項の表第三号中「二万六千円」を「二万八千円」に、「一万三千円」を

「一万四千円」に改める。

第四条第一項の表第一号中「二月末日」を「六月二十日」に、同表第二号中「三月二

十日」を「六月二十日」に、同表第三号中「三月二十日」を「六月二十日」に、「六月

一日」を「六月二十日」に改める。

附則第二項の表第一号中「八〇、〇〇〇円」を「八五、〇〇〇円」に改める。

附 則

1 この規則は、平成七年七月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、平成九年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の規定(第一条を除く。)は、平成七年七月一日以後に行う施設入所等の措置に係る費用の徴収につ

いて適用し、同日前に行われた施設入所等の措置に係る費用の徴収については、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則第四条第一項の規定の適用については、平成六年度以前に施設入所等の措置が開始された者で当該措置が平成七年七月一日以降引き続き行われるものから徴収する措置費に係る対象収入額等の申告期限については、平成七年度に限り、同項の表第二欄中「六月二十日」とあるのは「七月十日」と読み替えるものとする。

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十四号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和二十八年九月鳥取県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

別表の備考以外の部分を次のように改める。

措置入院者等の所得税額の合算額	費用徴収額
1,500,000円以下	0円
1,500,001円以上	20,000円（措置入院に要した医療費の額から、他の法律により給付を受けることができる額（法第58条の17第2項の規定により準用する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第30条の2に規定する他の法律による給付の額をいう。）を控除して得た額が20,000円に満たない場合は、その額）

別表の備考第二中(2)を削る。

別表の備考第二(3)中「及び第2の2」を削り、同表の備考第二中(3)を(2)とする。

別表の備考第二(4)中「第1及び3」を削り、同表の備考第二中(4)を(3)とする。

別記様式第五号中「年 第 4 半期麻薬卸売業者届出書」を「年 半期麻薬卸売業者届出書」に改める。

附 則

この規則は、平成七年七月一日から施行する。

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十五号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（昭和三十七年四月鳥取県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「届出済証の交付」に改め、同条第一項中「医療用具販売届出者」を「規定による医療用具の販売業又は賃貸業の届出をした者」に改める。

別記様式第七号中「医療用具販売業届出済証」を「医療用具

「医療用具販売業の」を「医療用具

附 則

この規則は、平成七年七月一日から施行する。

精神保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十六号

精神保健法施行細則の一部を改正する規則

精神保健法施行細則（昭和四十九年四月鳥取県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則

第一条中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に、「精神保健法施行規則」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則」に改める。

別表の備考以外の部分を次のように改める。

措置入院者等の所得税額	費用徴収月額
一、五〇〇、〇〇〇円以下	〇円
一、五〇〇、〇〇一円以上	二〇、〇〇〇円（措置入院に要した医療費の額から、他の法律により給付を受けることができる額（法第三十条の二に規定する他の法律による給付の額をいう。）を控除して得た額が、二〇、〇〇〇円に満たない場合は、その額）

別表の備考中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

様式第一号から様式第三号まで及び様式第五号から様式第七号までの規定中「障害者福祉法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改める。

様式第八号中「鳥取県精神保健法施行規則」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則」に改める。

様式第九号中「精神保健法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改める。

様式第十号中「精神保健法施行規則」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則」に改める。

様式第十一号から様式第十八号までの規定中「障害者福祉法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改める。

様式第十九号及び様式第二十号中「鳥取県精神保健法施行規則」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則」に改める。

様式第二十一号中「障害者福祉法」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改める。

様式第二十二号及び様式第二十三号中「鳥取県精神保健法施行規則」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この規則は、平成七年七月一日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年六月三十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十七号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中第八十一号から第八十四号までを次のように改める。

八十一から八十四まで 削除

別表中第九十四号の七の次に次の一号を加える。

百九十四の八 不動産特定共同事業の許可申請手数料 八万円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】